

別紙新旧対照表 1 0

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 1 7 年 6 月 3 0 日 付け 1 7 消安第 3 0 4 2 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 改正の趣旨</p> <p>1 我が国における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止対策として、BSE 発生の原因である反すう動物に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、支流小野安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 2 8 年法律第 3 5 号。以下「飼料安全法」という。）第 3 条第 1 項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 1 5 年 9 月 1 6 日付け 1 5 消安第 1 5 7 0 号農林水産省消費・安全局長通知）を定め、飼料の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）及び都道府県が監視・指導を行っているところである。</p> <p>2 これらの措置については、先般とりまとめられた「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」（平成 1 6 年 9 月 9 日食品安全委員会）において、「BSE 発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE 発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢の BSE 牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。」と指摘がなされたところである。</p> <p>これを踏まえて、平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日付けで食品安全委員会に対し、BSE 感染因子である異常プリオンの伝播を防止し、国内における BSE の根絶を図るため、海外からの飼料輸入段階、国内の</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 改正の趣旨</p> <p>1 我が国における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止対策として、BSE 発生の原因である反すう動物に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、支流小野安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 2 8 年法律第 3 5 号。以下「飼料安全法」という。）第 3 条第 1 項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 1 5 年 9 月 1 6 日付け 1 5 消安第 1 5 7 0 号農林水産省消費・安全局長通知）を定め、飼料の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対して、<u>独立行政法人肥飼料検査所</u>及び都道府県が監視・指導を行っているところである。</p> <p>2 これらの措置については、先般とりまとめられた「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」（平成 1 6 年 9 月 9 日食品安全委員会）において、「BSE 発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE 発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢の BSE 牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。」と指摘がなされたところである。</p> <p>これを踏まえて、平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日付けで食品安全委員会に対し、BSE 感染因子である異常プリオンの伝播を防止し、国内における BSE の根絶を図るため、海外からの飼料輸入段階、国内の</p>

飼料販売段階等における飼料規制の実効性確保の強化について食品健康影響評価を諮問したところ、平成17年5月6日付けで食品安全委員会から、

「配混合飼料の原材料を届出事項に追加することにより、輸入飼料の原材料を把握した上で、センターによる立入検査を行うことなどは、輸入飼料の反すう動物由来たん白質の混入防止対策を徹底する上で重要である。」

「販売業者における規制については、現在、農家のみ販売する業者（小売店）を除く飼料販売業者を対象としているが、販売業者への検査・指導体制の強化を図ることにより、飼料販売業者における飼料の保存に関する規制を徹底するため、飼料規制の監視対象に小売店を追加することはリスク回避を措置として有効と考えられる。」

との評価結果が答申されたところである。

3 （略）

第2～第5 （略）

別紙・別添 （略）

飼料販売段階等における飼料規制の実効性確保の強化について食品健康影響評価を諮問したところ、平成17年5月6日付けで食品安全委員会から、

「配混合飼料の原材料を届出事項に追加することにより、輸入飼料の原材料を把握した上で、独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行うことなどは、輸入飼料の反すう動物由来たん白質の混入防止対策を徹底する上で重要である。」

「販売業者における規制については、現在、農家のみ販売する業者（小売店）を除く飼料販売業者を対象としているが、販売業者への検査・指導体制の強化を図ることにより、飼料販売業者における飼料の保存に関する規制を徹底するため、飼料規制の監視対象に小売店を追加することはリスク回避を措置として有効と考えられる。」

との評価結果が答申されたところである。

3 （略）

第2～第5 （略）

別紙・別添 （略）